

台風第19号の被害による 被災者支援制度などをお知らせします

り災証明書の発行

り災証明書は、家屋や店舗などの被災程度を証明するもので、各種支援を活用する際に必要です

市は台風第19号の被災家屋や店舗などに対し、11月1日からり災証明書を発行しています。発行には、事前に被害調査が必要ですので、調査が終わっていない人は市税務課へお申し込みください。

申し込み・問い合わせ

- ・被害調査について 市税務課 資産税係 ☎27-8417
- ・り災証明書発行について 市税務課 管理係 ☎27-8417

市税の減免

台風第19号により居住する住宅などに著しい被害を受けた人（納税義務者）に対して、個人市民税（県民税を含む）、固定資産税、国民健康保険税を減免します。対象は令和元年度分の税で、納期が10月12日以降のものです。既に納付済みの場合は、減免の決定後に還付などの手続きをします。各税の対象、減免割合は次のとおりです。

■個人市民税、国民健康保険税の減免

- ①居住する住宅が半壊以上の損害を受けた場合、損害の程度に応じて対象税額の10分の5～10分の10を減免
- ②台風災害により、令和元年中の事業収入などの額が前年の10分の3以上の減少が見込まれ、かつ前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合、前年の所得金額に応じて対象税額の10分の2～10分の10を減免

申し込み・問い合わせ

- 市税務課へ減免申請書を提出してください。減免申請書は市税務課窓口へ備え付けます。
- ・申請期間 11月18日(月)～令和2年2月28日(金) 8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
 - ・持参するもの 印鑑、身分証明書、②の場合は令和元年度の収入内容がわかる帳簿など
 - ・市税務課 市民税係・資産税係（市役所第1庁舎1階）☎27-8417

■固定資産税の減免

- 所有する土地、家屋、償却資産が災害により損害を受けた人に対し、その損害の程度に応じて次のとおり減免します。
- ・土地 10分の4～10分の10
 - ・家屋 半壊以上の損害は10分の10
 - ・償却資産 損害を受けた資産の価格

各種保険の免除

各種保険の一部負担金の支払いが免除となる場合があります。申請基準、申請方法など詳しくは各課へお問い合わせください。なお、住宅の損害程度は、り災証明書を確認してください。

■国民健康保険の窓口負担である一部負担金の免除

対象となるり災証明書が発行されている人（11月20日現在）へ、免除証明書を送付します。り災証明書が発行されていない人などは、申請することで医療費の窓口負担である一部負担金が免除されます。詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

市市民課 国保年金係
☎27-8450

◆期間 10月12日～令和2年1月31日(金)

◆対象者 ①住家の全壊、半壊、床上浸水、一部床上浸水でり災証明書が発行されている人 ②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人 ③主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人など

■後期高齢者医療制度の窓口負担である一部負担金の免除

対象者は申請することで医療費の窓口負担である一部負担金が免除されます。詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

市市民課 医療給付係
☎27-8450

■介護保険のサービス利用料の免除

対象者は申請することで介護保険のサービス利用料が免除されます。詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

市高齢介護福祉課 高齢介護係
☎22-0178

上下水道料金などの減免

台風第19号により被災された人を対象に、10月使用分検針に係る上下水道料金を減免します。

あらかじめ、り災を確認できた人は、減免後の額で請求しますので減免するための手続きなどは必要ありません。

なお、地区によって検針する月（奇数月、偶数月）が異なりますので、減額される月が異なります。

対象 個人、事業者のり災証明書の発行対象者

減免の内容 基本料金のみ請求

問い合わせ

市水道事業所 料金係 ☎23-5881

家屋の解体や修繕

市は、り災の程度に応じた家屋に対する支援を行う予定です。

家屋の解体や修繕を予定している人は、事前に市担当課へご相談ください。

申し込み・問い合わせ

- ・解体について 市環境課 リサイクル推進係 ☎27-8453
- ・修繕について 市生活支援室 ☎22-2111（内線162・436）

被災者生活再建支援金の支給

台風第19号のり災程度に応じた、基礎支援金が支給されます。住宅の再建方法に応じて、加算支援金の支給もありますのでお問い合わせください。

問い合わせ

市地域福祉課 地域福祉係 ☎22-0177

■基礎支援金

住宅の被害（り災）程度	複数世帯	単身世帯
・全壊	100万円	75万円
・半壊、大規模半壊からの解体	50万円	37万5,000円
・大規模半壊		

台風第19号被害特別相談窓口

市生活支援室 ☎22-2111（内線162・436）

相談先が分からない場合など
お電話ください

